

装装制第369号
27.10.1
一部改正 装装制第82号
令和元年5月7日

大臣官房長
防衛大学校長
防衛医科大学校長
防衛研究所長
統合幕僚長
陸上幕僚長 殿
海上幕僚長
航空幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

防衛装備庁装備政策部長
(公印省略)

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について
(通知)

標記について、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防経装第9246号。21.7.31）第13項及び装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための措置の細部事項について（装装制第77号。令和元年5月7日）別紙第5項の規定に基づき、別紙のとおり実施要領を定めただけで通知する。

添付書類：別紙

写送付先：長官官房会計官、長官官房監察監査・評価官、長官官房各装備開発官、
長官官房艦船設計官、各部長、施設等機関の長

開示区分：開示

原本保存期間満了時期：2046.3.31

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する実施要領

1 目的

この要領は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防経装第9246号。21.7.31。以下「確保通達」という。）及び装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための措置の細部事項について（装装制第77号。令和元年5月7日）別紙第5項の規定に基づき、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の意義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大臣官房等 大臣官房、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁をいう。
- (2) 大臣官房長等 大臣官房長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官をいう。
- (3) 担当官 支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官及び契約担当官をいう。
- (4) 調達官等 調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部通信電気調達官、調達事業部航空機調達官及び調達事業部輸入調達官並びに調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付誘導武器室長、調達事業部通信電気調達官付電子計算機室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長、調達事業部航空機調達官付回転翼室長及び調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長をいう。
- (5) 防衛装備庁の契約担当官等 長官官房会計官付経理室長、航空装備研究所管理部会計課長、陸上装備研究所総務課長、艦艇装備研究所総務課長、電子装備研究所総務課長、先進技術推進センター企画業務室長、千歳試験場副場長、下北試験場副場長、岐阜試験場副場長及び航空装備研究所新島支所長をいう。
- (6) 地方防衛局調達部長等 北海道防衛局調達部長、北関東防衛局装備部長、南関東防衛局調達部長、近畿中部防衛局調達部長、中国四国防衛局調達部長、沖縄防衛局調達部長、近畿中部防衛局東海防衛支局長、九州防衛局長崎防衛支局

長、東北防衛局郡山防衛事務所長、北関東防衛局宇都宮防衛事務所長、近畿中部防衛局舞鶴防衛事務所長、近畿中部防衛局東海防衛支局岐阜防衛事務所長及び中国四国防衛局玉野防衛事務所長をいう。

- (7) 防衛省の契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等（防衛装備庁に所属する契約担当官等は除く。）をいう。
- (8) 防衛関連企業 確保通達第2項第8号に規定する防衛関連企業をいう。
- (9) 防衛省の地方調達 防衛省の契約担当官等が調達を行うものをいう。

3 特約条項

- (1) 調達官等及び防衛装備庁の契約担当官等は、仕様書等（仕様書及び仕様書を補足する細部資料をいう。以下同じ。）において、調達における情報セキュリティ基準（確保通達の別添に定められた基準をいう。以下「確保通達基準」という。）が引用されている場合には、確保通達別紙の特約条項を付して契約を締結する措置をとるものとする。
- (2) 調達官等及び防衛装備庁の契約担当官等は、前号の規定により特約条項を付して契約を締結した場合並びに大臣官房等の担当する課長等及び防衛装備庁の調達要求者から装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に係る保護すべき情報の適切な管理について（装装制第995号。27.10.1）第1項第5号の規定に基づき依頼された場合には、別記様式第1号に、別に定める情報セキュリティ指定書を添付して装備政策部装備制度管理官及び監査の対象となる事業所、工場その他の関係場所（以下「事業所等」という。）を管轄する地方防衛局調達部長等に通知するものとする。
- (3) この要領において規定する確認及び実地監査の細部については、別に定めるところによる。

4 情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準の確認

- (1) 地方防衛局調達部長等は、特約条項第1条の規定による情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準の確認申請を別記様式第2号により契約相手方に行わせるものとする。なお、既に確認を受けた情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準と同一である場合は、別記様式第3号により契約相手方に届出をさせるものとする。
- (2) 地方防衛局調達部長等は、契約相手方から前号の申請書を受理した場合は、確保通達基準及び別に定める実施要領に基づき確認を行い、別記様式第4号により契約相手方に通知するものとし、不適合と認める場合は、契約相手方に不適合である旨の理由を付して通知し再提出を求めるものとする。

- (3) 前各号の規定は、契約相手方が再提出する場合並びに既に確認を受けた情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準の全部又は一部を変更する場合について準用する。
- (4) 地方防衛局調達部長等は、前各号により確認した情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準について、その確認状況を各四半期ごとに取りまとめ、別記様式第5号により当該四半期の翌月の20日までに担当の調達官等及び防衛装備庁の契約担当官等に報告するとともに、その写しを装備政策部装備制度管理官に送付するものとする。

5 情報セキュリティ実施手順の確認

- (1) 地方防衛局調達部長等は、特約条項第1条の規定による情報セキュリティ実施手順の確認申請を別記様式第6号により契約相手方に行わせるものとする。ただし、既に確認を受けた情報セキュリティ実施手順と同一である場合は、別記様式第7号により契約相手方に届出をさせるものとする。
- (2) 地方防衛局調達部長等は、契約相手方から前号の申請書を受理した場合は、前項の規定により確認した情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準並びに別に定める実施要領に基づき確認を行い、別記様式第8号により契約相手方に通知するものとし、不適合と認める場合は、契約相手方に不適合である旨の理由を付して通知し再提出を求めるものとする。
- (3) 前2号の規定は、契約相手方が再提出する場合及び既に確認を受けた情報セキュリティ実施手順の全部又は一部を変更する場合について準用する。
- (4) 地方防衛局調達部長等は、前各号により確認した情報セキュリティ実施手順について、その確認状況を各四半期ごとに取りまとめ別記様式第9号により当該四半期の翌月の20日までに担当の調達官等及び防衛装備庁の契約担当官等に報告するとともに、その写しを装備政策部装備制度管理官に送付するものとする。

6 交付等に関する措置

調達官等及び防衛装備庁の契約担当官等は防衛関連企業に対し保護すべき情報の交付及び伝達（以下「交付等」という。）する場合には、確保通達第6項の規定に基づき交付等を行うものとし、確保通達第6項第1号に規定する保護すべき情報のリストは、別記様式第10号によるものとする。

7 保護すべき情報の第三者への開示

- (1) 契約相手方が特約条項第4条第1項に基づき保護すべき情報を第三者に開示するための申請は、別記様式第11号により行わせるものとし、当該申請書は

地方防衛局調達部長等が受理するものとする。

- (2) 地方防衛局調達部長等は、契約相手方から前号の申請書を受理した場合には、記載事項の不足の有無等を確認し、所掌の調達官等及び防衛装備庁の契約担当官等に送付するものとする。
- (3) 調達官等は、地方防衛局調達部長等から前号の申請書の送付を受けた場合には、その妥当性について、当該調達要求を行った大臣官房等の担当する課長等と別記様式第12号により協議するものとする。
- (4) 調達官等は、大臣官房等の担当する課長等から前号の協議について回答を得た場合には、別記様式第13号により担当官の決裁を受けるものとする。
- (5) 調達官等は、前号の規定により担当官の決裁を受けた場合には、契約相手方に通知するとともにその写しを装備政策部装備制度管理官及び担当の地方防衛局調達部長等に送付するものとする。
- (6) 防衛装備庁の契約担当官等は、地方防衛局調達部長等から第2号の申請書の送付を受けた場合には、その妥当性について、当該調達要求を行った防衛装備庁の調達要求者と別記様式第12号により協議を行い、回答を得た場合には別記様式第13号により契約相手方に通知するとともに、その写しを装備政策部装備制度管理官及び担当の地方防衛局調達部長等に送付するものとする。
- (7) 前各号の規定は、特約条項第8条に基づき契約相手方が契約履行後に保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合について準用する。

8 取扱者名簿の届出

- (1) 調達官等は、契約相手方及び下請負者並びに契約相手方が保護すべき情報を開示する第三者の保護すべき情報の取扱者名簿を、別紙様式第14号により契約相手方から届け出させ、記載事項の不足等を確認の上、受領する。
- (2) 調達官等は、記載事項の不足等がないことを確認した場合には、その妥当性について、当該調達要求をした大臣官房等の担当する課長等に別記様式第15号により照会をするものとする。
- (3) 調達官等は、大臣官房等の担当する課長等から前号の照会について回答を得た場合には、別記様式第16号により担当官の決裁を受けた上で、契約相手方に通知するとともに、その写しを担当の地方防衛局調達部長等に送付するものとする。
- (4) 防衛装備庁の契約担当官等は、契約相手方及び下請負者並びに契約相手方が保護すべき情報を開示する第三者の保護すべき情報の取扱者名簿を、別紙様式第14号により契約相手方から届け出させ、記載事項の不足等を確認の上、受領する。
- (5) 防衛装備庁の契約担当官等は、記載事項の不足等がないことを確認した場合

には、その妥当性について、当該調達要求をした防衛装備庁の調達要求者に別記様式第15号により照会をするものとする。

- (6) 防衛装備庁の契約担当官等は、防衛装備庁の調達要求者から前号の照会について回答を得た場合には、別記様式第16号により契約相手方に通知するとともに、その写しを担当の地方防衛局調達部長等に送付するものとする。
- (7) 前各号の規定は、特約条項第8条に基づき契約相手方が契約履行後に保護すべき情報を契約相手方が保護すべき情報を開示する第三者について準用する。

9 保護すべき情報の指定の変更等

調達官等及び防衛装備庁の契約担当官等は、調達要求書の一部変更に関する通知等により保護すべき情報の指定の変更、追加、解除の通知を受け、変更契約等を行った場合には、速やかに別記様式第17号により装備政策部装備制度管理官及び担当の地方防衛局調達部長等に通知するものとする。

10 監査計画

- (1) 地方防衛局調達部長等は、毎年度当初、履行中の契約等に係る監査計画を作成し、別記様式第18号により担当の調達官等及び防衛装備庁の契約担当官等に報告するものとする。また、その写しを装備政策部装備制度管理官に送付するものとする。
- (2) 地方防衛局調達部長等は、第3項第2号に規定する通知を受けた場合は、監査計画を作成し、別記様式第18号により担当の調達官等及び防衛装備庁の契約担当官等に報告するものとする。また、その写しを装備政策部装備制度管理官に送付するものとする。
- (3) 地方防衛局調達部長等は、前2号の規定によるほか、契約相手方の情報セキュリティ対策に関して、必要があると認めた場合には、その都度、担当の調達官等及び防衛装備庁の契約担当官等と調整の上、監査計画を作成し別記様式第18号により担当の調達官等及び防衛装備庁の契約担当官等に報告するとともにその写しを装備政策部装備制度管理官に送付するものとする。
- (4) 地方防衛局調達部長等は、前各号の規定による監査計画の内容を変更する場合は、当該変更を別記様式第18号により担当の調達官等及び防衛装備庁の契約担当官等に報告するとともに、その写しを装備政策部装備制度管理官に送付するものとする。

11 実地監査

- (1) 地方防衛局調達部長等は、前項の監査計画に基づき管轄する区域に所在する事業所等に対し、別に定める実施要領により情報セキュリティに関する実地監

査を実施するものとする。この場合において、地方防衛局調達部長等は、必要に応じ所属の職員の中から所要の情報セキュリティ監査官を指定するものとする。

- (2) 地方防衛局調達部長等は、実地監査に当たり監査対象となる契約の履行状況を考慮し、契約相手方とあらかじめ監査実施の細部について調整するものとする。
- (3) 地方防衛局調達部長等は、前号の調整による実地監査を行う場合は、契約相手方に対して別記様式第19号により通知するとともに、その写しを担当の調達官等、防衛装備庁の契約担当官等及び装備政策部装備制度管理官に送付するものとする。
- (4) 地方防衛局調達部長等は、第2号の調整により管轄の区域外に所在する事業所等の監査が必要と認める場合には、前号による通知をするとともに、別記様式第20号を作成し、必要な関係書類を添えて当該事業所等の所在地を管轄する地方防衛局調達部長等に依頼するものとする。
- (5) 前号の依頼を受けた地方防衛局調達部長等は、実地監査を行い、その結果を別記様式第21号により依頼を行った地方防衛局調達部長等に通知するものとする。
- (6) 地方防衛局調達部長等は、実地監査において、契約相手方の情報セキュリティ対策に不備があると認められる場合には、是正措置をとらせ、その結果を再監査又は是正措置の報告により確認するものとする。

1.2 下請負者に対する監査

- (1) 地方防衛局調達部長等は、特約条項第4条第3項の規定に基づき契約相手方が届け出た情報セキュリティ対策実施確認書を確認し、下請負者について実地監査が必要と認める場合には、契約相手方を通じて日程等について調整を行い、原則として契約相手方の立会いの下、実地監査を行うものとする。
- (2) 地方防衛局調達部長等は、前号の実地監査を行う場合は、契約相手方に対して別記様式第22号により通知するとともに、その写しを担当の調達官等、防衛装備庁の契約担当官等及び装備政策部装備制度管理官に送付するものとする。
- (3) 地方防衛局調達部長等は、第1号の下請負者の事業所等が管轄の区域外に所在する場合には、前号による通知をするとともに、別記様式第20号を作成し、必要な関係書類を添えて当該事業所等の所在地を管轄する地方防衛局調達部長等に依頼するものとする。
- (4) 前号の依頼を受けた地方防衛局調達部長等は、実地監査を行い、その結果を別記様式第21号により依頼を行った地方防衛局調達部長等に通知するものと

する。

- (5) 地方防衛局調達部長等は、実地監査において、下請負者の情報セキュリティ対策に不備があると認められる場合には、契約相手方を通じて下請負者に対して是正措置をとらせ、その結果を再監査又は是正措置の報告により確認するものとする。

1.3 契約相手方に対する監査結果の通知

地方防衛局調達部長等は、前2項の規定により実地監査を実施した場合（当該地方防衛局調達部長等の依頼により他の地方防衛局調達部長等が実施した場合を含む。）は、監査の結果を別記様式第23号により契約相手方に通知するとともに、その写しを装備政策部装備制度管理官に送付するものとする。

1.4 情報セキュリティ監査報告書

- (1) 地方防衛局調達部長等は、第11項及び第12項の規定により実地監査を実施した場合（当該地方防衛局調達部長等の依頼により他の地方防衛局調達部長等が実施した場合を含む。）は、情報セキュリティ監査報告書を別記様式第24号により作成するものとする。
- (2) 地方防衛局調達部長等は、実地監査の実施状況を四半期ごとに取りまとめ、別記様式第25号により前号の情報セキュリティ監査報告書を添付して当該四半期の翌月20日までに担当の調達官等及び防衛装備庁の契約担当官等に報告するとともに、その写しを装備政策部装備制度管理官に送付するものとする。

1.5 下請負者を使用する場合の届出

- (1) 地方防衛局調達部長等は、特約条項第4条第3項の規定に基づき下請負者を使用する場合の届出は、別記様式第26号により契約相手方に行わせるものとする。
- (2) 地方防衛局調達部長等は、前号の届出を受理した場合には、確保通達基準に適合するものであるかの点検を行うものとする。

1.6 事故等発生時等の措置

- (1) 地方防衛局調達部長等は、特約条項第6条第1項から第4項までの規定に基づき行う報告（速報については「緊急事態等及び庁内速報事案等が発生した際の速報要領について（装官総第3号。27.10.1）」による。以下この項において同じ。）は、別記様式第27号により契約相手方に行わせるものとする。
- (2) 地方防衛局調達部長等は、前号の報告書を受理した場合には、当該事故等が

契約の履行に及ぼす影響等を勘案し、別記様式第28号により意見を付して防衛装備庁長官（以下「長官」という。）（調達官等、防衛装備庁の契約担当官等気付）に報告するものとする。

- (3) 調達官等は、前号の規定により報告を受けた場合には、直ちにその内容について長官に報告するとともに、装備政策部装備制度管理官及び調達管理部調達企画課長並びに当該調達要求を行った大臣官房等の関係課長等に通知するものとする。
- (4) 防衛装備庁の契約担当官等は、第2号の規定により報告を受けた場合には、直ちにその内容について長官に報告するとともに、装備政策部装備制度管理官及び当該調達要求を行った防衛装備庁の調達要求者に通知するものとする。

1.7 事故等の調査

- (1) 地方防衛局調達部長等は、特約条項第6条第1項から第4項までの報告について必要があると認める場合には、契約相手方の事業所等において事故等についての調査を行うものとする。
- (2) 地方防衛局調達部長等は、前号の調査を行う場合は、契約相手方に対して、別記様式第19号により通知するとともに、その写しを担当の調達官等、防衛装備庁の契約担当官等及び装備政策部装備制度管理官に送付するものとする。
- (3) 地方防衛局調達部長等は、第1号の調査の結果について別記様式第29号により長官（調達官等、防衛装備庁の契約担当官等気付）に報告するとともに、その写しを装備政策部装備制度管理官及び調達管理部調達企画課長（防衛装備庁の契約担当官等気付の場合は除く。）に送付するものとする。
- (4) 第11項第4号から第6号までの規定は、契約相手方の事業所等が管轄区域外に所在する場合における第1号の調査について準用する。
- (5) 装備政策部装備制度管理官は、特段の必要があると認める場合には、契約相手方の事業所等において、事故等についての調査を前各号の規定に準じて行うものとする。この場合において、装備政策部装備制度管理官は、当該調達要求を行った大臣官房等の課長等又は防衛装備庁の調達要求者及び関係する調達官等又は防衛装備庁の契約担当官等に対し、必要な協力を求めることができる。

1.8 下請負者に対する事故等の調査

第12項の規定は、地方防衛局調達部長等又は装備政策部装備制度管理官が下請負者について前項第1号の事故等の調査が必要と認める場合について準用する。

1.9 契約相手方に対する改善要求

- (1) 調達官等及び防衛装備庁の契約担当官等は、第17項及び第18項の事故等の調査の結果、事故等が契約相手方の情報セキュリティの確保措置に原因があると認められる場合には、別記様式第30号により契約相手方に所要の改善措置をとらせるとともに、その写しを担当の地方防衛局調達部長等に送付するものとする。
- (2) 調達官等は、契約相手方から前号の改善措置について報告を受けた場合は、地方防衛局調達部長等に改善状況の確認を依頼する等によりその改善措置を確認し、その結果を長官に報告するとともに、装備政策部装備制度管理官及び調達管理部調達企画課長並びに当該調達要求を行った大臣官房等の課長等に通知するものとする。
- (3) 防衛装備庁の契約担当官等は、契約相手方から第1号の改善措置について報告を受けた場合は、地方防衛局調達部長等に改善状況の確認を依頼する等によりその改善措置を確認し、その結果を長官に報告するとともに、装備政策部装備制度管理官及び当該調達要求を行った防衛装備庁の調達要求者に通知するものとする。

20 事故等に関する契約上の処置

- (1) 調達官等は、地方防衛局調達部長等から第17項第3号の事故等調査報告書の送付を受けた場合には、契約履行上の影響等を検討し、その処置について、調達事業部長を経て長官の決裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等と別記様式第31号により協議するものとする。
- (2) 調達官等は、大臣官房長等との協議が整った場合には、所要の処置を講ずるため大臣官房等の関係の課長等及び契約相手方と協議を行った上、契約物品等の処置及び損害がある場合の処置その他事故等の処置に関する必要な事項について契約相手方と別記様式第32号により合意書案を作成するものとする。
- (3) 調達官等は、前号の規定により合意書案を作成した場合には、調達管理部調達企画課長を経て担当官の決裁を受けるものとする。
- (4) 調達官等は、前号の合意書案の決裁を受けた場合には、契約相手方に交付するとともに、その写しを装備政策部装備制度管理官、調達管理部調達企画課長及び担当の地方防衛局調達部長等並びに大臣官房長等に送付するものとする。
- (5) 防衛装備庁の契約担当官等は、地方防衛局調達部長等から第17項第3号の事故等調査報告書の送付を受けた場合には、契約履行上の影響等を検討し、その処置について長官の決裁を受け、当該調達要求を行った防衛装備庁の調達要求者と別記様式第31号により協議するものとする。
- (6) 防衛装備庁の契約担当官等は、防衛装備庁の調達要求者との協議が整った場合には、所要の処置を講ずるため契約相手方と協議を行った上、契約物品等の

処置及び損害がある場合の処置その他事故等の処置に関する必要な事項について契約相手方と別記様式第32号により合意書を作成し、契約相手方に交付するとともに、その写しを装備政策部装備制度管理官、担当の地方防衛局調達部長等及び防衛装備庁の調達要求者に送付するものとする。

- (7) 調達官等及び防衛装備庁の契約担当官等は、第4号及び第6号に規定する合意書に基づき契約の変更又は解除を行う必要がある場合には、契約の変更又は契約解除の手続きをとるものとする。
- (8) 調達官等及び防衛装備庁の契約担当官等は、第4号及び第6号に規定する合意書に基づき契約相手方に対し損害賠償を請求する場合には、速やかに当該合意書に関係書類を添付の上、歳入徴収官に損害賠償債権の発生について通知するものとする。

2.1 契約履行後における事故等の処置

前項第1号から第6号まで及び第8号の規定は、特約条項第8条に基づき契約相手方から報告を受けた場合の契約上の処置について準用する。

2.2 防衛省の地方調達契約に係る監査等への協力

地方防衛局調達部長等は、防衛省の地方調達の契約担当官等から、管轄区域に事業所等が所在する契約相手方との防衛省の地方調達契約において、情報セキュリティに関する監査等（監査並びに情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ基準及び情報セキュリティ実施手順の確認をいう。以下同じ。）又は保護すべき情報の第三者に対する開示の申請、下請負者を使用する場合の届出及び事故等発生時等の調査について協力の依頼を受けた場合には、依頼の内容を検討し、当該契約担当官等と調整するものとする。なお、調整要領については、別に定める。

2.3 防衛省の地方調達契約に係る実地監査

第11項第1号から第3号までの規定は、地方防衛局調達部長等が前項の規定に基づき防衛省の地方調達契約に係る実地監査を行う場合について準用する。この場合において、地方防衛局調達部長等は、監査結果を別記様式第24号により作成し、協力の依頼をした防衛省の契約担当官等に通知するものとする。

2.4 防衛省の地方調達契約に係る事故等の調査

第11項第1号から第3号までの規定は、地方防衛局調達部長等が第22項の規定に基づき防衛省の地方調達契約に係る事故等の調査に関して協力する場合について準用する。この場合において、地方防衛局調達部長等は、調査結果を別記様式第29号により作成し、協力の依頼をした防衛省の契約担当官等に通知する

ものとする。

2 5 情報セキュリティ監査業務の指導等

装備政策部長は、地方防衛局調達部長等の実施する情報セキュリティ監査業務に関し、必要に応じて、監査実施要領の指導及び地方防衛局調達部長等の監査実施状況の確認を関係職員に行わせるものとする。

2 6 その他

- (1) この要領の実施に関し必要な細部事項は、別に定める。
- (2) この要領の施行前に装備施設本部長が定めるところによりなされた措置は、この要領の相当する規定によりされたものとみなす。

別記様式第1号（第3項第2号 監査対象契約の通知）

〇〇〇〇第 号
令和 年 月 日

（地方防衛局調達部長等）

殿

装備政策部装備制度管理官

（調達官等）

（防衛装備庁の契約担当官等）

印

情報セキュリティ監査対象契約通知書

番号	調達要求番号	契約品名	契約相手方名	(選択) * 1	納期	担当	備考
			監査対象事業所名	(選択) * 2			
1							
2							
3							
4							
5							

添付書類：情報セキュリティ指定書

あて先には、関係する地方防衛局調達部長等を並記する。

監査対象事業所名は、保護すべき情報を実際に管理する事業所名等を全て記入する。

担当は、監査等を担当する地方防衛局調達部長等の所属組織名を記入する。

（選択）* 1：「認証番号」又は「契約番号」、（選択）* 2：「認証月日」又は「契約月日」のいずれかを記入する。

別記様式第2号（第4項第1号 基本方針等の確認申請）

文書番号
令和 年 月 日

（地方防衛局調達部長等）

殿

（契約相手方）

印

情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準の確認について

下記契約に係る「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」第1条第1項の規定に基づき確認されたく申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約品名
- 3 認証番号又は契約番号（年月日）
- 4 納期
- 5 監査対象事業所等名（所在地）
- 6 監査対象部門（所在地）

添付書類：情報セキュリティ基本方針
情報セキュリティ基準

別記様式第3号（第4項第1号 基本方針・基準の届出）

文書番号
令和 年 月 日

（地方防衛局調達部長等）

殿

（契約相手方）

印

情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準の届出について

下記契約に係る「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」第1条第1項に規定する情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準については、既に確認を受けておりますので、同条第1項ただし書きの規定に基づき届出します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約品名
- 3 認証番号又は契約番号（年月日）
- 4 納期
- 5 監査対象事業所等名（所在地）
- 6 監査対象部門（所在地）
- 7 確認通知番号（年月日）

別記様式第4号（第4項第2号 基本方針・基準の確認通知）

文書番号
令和 年 月 日

（契約相手方）

殿

（地方防衛局調達部長等）

印

情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準の確認について

（申請文書番号）により申請された件について、確認しましたので通知します。

※不適合である場合は

（申請文書番号）により申請された件については、別紙のとおり不適合な箇所がありましたので、是正のうえ再度提出してください。

（防衛装備庁調達官等）
（防衛装備庁の契約担当官等）

殿

（地方防衛局調達部長等）

印

情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準確認状況報告書
（令和 年度 / 四半期分）

	①事業所等名称	②監査対象契約	③確認通知
1			
2			
3			
4			
5			

①監査対象契約通知書等の契約相手方名（監査対象事業所）

②監査対象契約通知書等の文書番号・年月日、当該契約の認証番号又は契約番号

③地方防衛局調達部長等からの確認通知文書番号・年月日

写送付先：防衛装備庁装備政策部装備制度管理官

別記様式第6号（第5項第1号 実施手順の確認申請）

文 書 番 号
令和 年 月 日

（地方防衛局調達部長等）

殿

（契約相手方）

印

情報セキュリティ実施手順の確認について

下記契約に係る「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」第1条第3項の規定に基づき確認されたく申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約品名
- 3 認証番号又は契約番号（年月日）
- 4 納期
- 5 監査対象事業所等名（所在地）
- 6 監査対象部門（所在地）
- 7 情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準の確認通知番号（年月日）

添付書類：情報セキュリティ実施手順

別記様式第7号（第5項第1号 実施手順の届出）

文 書 番 号
令和 年 月 日

（地方防衛局調達部長等）

殿

（契約相手方）

印

情報セキュリティ実施手順の届出について

下記契約に係る「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」第1条第3項に規定する情報セキュリティ実施手順については、既に確認を受けておりますので、同条第3項ただし書きの規定に基づき届出します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約品名
- 3 認証番号又は契約番号（年月日）
- 4 納期
- 5 監査対象事業所等名（所在地）
- 6 監査対象部門（所在地）
- 7 確認通知番号（年月日）

別記様式第8号（第5項第2号 実施手順の確認通知）

文 書 番 号
令和 年 月 日

（契約相手方）

殿

（地方防衛局調達部長等）

印

情報セキュリティ実施手順の確認について

（申請文書番号）により申請された件について、確認しましたので通知します。

※不適合である場合は

（申請文書番号）により申請された件については、別紙のとおり不適合な箇所がありましたので、是正のうえ再度提出してください。

（防衛装備庁調達官等）
（防衛装備庁の契約担当官等）

殿

（地方防衛局調達部長等）

印

情報セキュリティ実施手順確認状況報告書
（令和 年度 / 四半期分）

	①事業所等名称	②監査対象契約	③確認通知
1			
2			
3			
4			

①監査対象契約通知書等の契約相手方名（監査対象事業所）

②監査対象契約通知書等の文書番号・年月日、当該契約の認証番号又は契約番号

③地方防衛局調達部長等からの確認通知文書番号・年月日

写送付先：防衛装備庁装備政策部装備制度管理官

別記様式第10号（第6項 保護すべき情報のリスト）

保護すべき情報のリスト

送付リスト	
<p>殿</p> <p>送達 令和 年 月 日 所属 官職 氏 名 ④</p>	
名 称	数 量
<p>備考</p> <p style="text-align: right;">受領書は至急返送されたい。</p>	
----- 切 取 線 -----	
受領リスト	
<p>殿</p> <p>受領 令和 年 月 日</p>	
名 称	数 量
<p>受領者</p> <p>所属 職位 氏 名 ④</p>	

別記様式第11号（第7項第1号 第三者への開示申請）

文書番号
令和 年 月 日

（担当官）

殿

※（調達官等 気付）
（地方防衛局調達部長等経由）

（契約相手方）

印

保護すべき情報の第三者への開示について

下記契約に係る「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」第4条第1項の規定に基づき下記のとおり別添を添えて申請します。

記

- 1 開示先
- 2 開示理由
- 3 開示対象保護すべき情報
 - (1) 関連契約調達要求番号、契約品名、認証番号又は契約番号（年月日）、納期
 - (2) 保護すべき情報の細部
- 4 開示先の保全措置

添付書類：情報セキュリティ対策実施確認書

※防衛装備庁の契約担当官等に申請する場合は、記載しない

別記様式第12号（第7項第3・6号 第三者への開示申請）

〇〇〇〇第 号
令和 年 月 日

（大臣官房等の担当する課長等）
（防衛装備庁の調達要求者）
殿

防衛装備庁
〇〇〇〇〇〇 印

保護すべき情報の第三者への開示について（協議）

標記について、契約相手方から別添のとおり提出されたので貴意を得たく協議する。

添付書類：（契約相手方の申請文書）

別記様式第13号（第7項第4・5・6号 第三者への開示許可・通知）

○担当○○○第 号
令和 年 月 日

（契約相手方）

殿

（担 当 官）

印

保護すべき情報の第三者への開示について

標記について、許可します。

※不許可の場合は

標記について、別紙の理由により不許可としますので通知します。

関連文書：（契約相手方の申請文書番号）

写送付先：装備政策部装備制度管理官、地方防衛局調達部長等

（契約相手方への文書には記入しない。）

別記様式第14号（第8項第1・4号 取扱者名簿の届出）

文 書 番 号
令和 年 月 日

（担 当 官）

殿

※（調達官等 気付）

（契約相手方）

印

取扱者名簿の届出について

下記契約に係る取扱者名簿について、別添を添えて届け出します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約品名
- 3 認証番号又は契約番号（年月日）
- 4 納期
- 5 監査対象事業所等名（所在地）
- 6 監査対象部門（所在地）
- 7 確認通知番号（年月日）

添付書類：（取扱者名簿）

※防衛装備庁の契約担当官等の場合は、記載しない。

別記様式第14号の2 (第8項 取扱者名簿の届出)

注 意
(特に厳重な取扱いを要する)
記入後個人情報

取扱者名簿

番号	(フリガナ) 氏名	生年月日	部署	役職	国籍	確認 結果	備考

別記様式第15号（第8項第2・5号 取扱者名簿の届出）

文 書 番 号
令和 年 月 日

（大臣官房等の担当する課長等）
（防衛装備庁の調達要求者）

殿

防衛装備庁
印

取扱者名簿の確認について（照会）

標記について、契約相手方から別添のとおり提出されたので貴意を得たく照会する。

添付書類：（契約相手方の申請文書）

別記様式第16号（第8項第3・6号 取扱者名簿の届出）

文 書 番 号
令和 年 月 日

（契約相手方）

殿

（担 当 官）

印

取扱者名簿の確認について（同意・不同意）

標記について、同意する（不同意とする）。

同意又は不同意である理由については、当該理由に不開示とすべき情報が含まれることから、当該理由は開示しない。

関連文書：（契約相手方の申請文書番号）

添付書類：取扱者名簿

写送付先：地方防衛局調達部長等

（契約相手方への文書には記入しない。）

別記様式第17号（第9項 保護すべき情報の指定の変更等）

〇〇〇〇第 号
令和 年 月 日

（地方防衛局調達部長等）

殿

装備政策部装備制度管理官

（調達官等）

（防衛装備庁の契約担当官等）

印

情報セキュリティ監査対象契約変更通知書

下記契約に係る情報セキュリティ監査対象契約について、保護すべき情報の指定が別紙のとおり変更されたので通知する。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約品名・認証番号又は契約番号・認証年月日又は契約年月日

添付書類：別紙（調達要求元からの保護すべき情報の指定変更等通知文書）

別記様式第18号（第10項第1・2・3・4号 監査計画の作成、変更）

文書番号
令和 年 月 日

（防衛装備庁調達官等）
（防衛装備庁の契約担当官等）
殿

（地方防衛局調達部長等）

印

情報セキュリティに関する実地監査について（報告）

標記について、次のとおり計画・変更したので報告する。

令和 年度 情報セキュリティ監査計画（第 回）

番号	契約相手方名 監査対象事業所等名	監査区分	実施時期	監査実施項目	備考

写送付先：防衛装備庁装備政策部装備制度管理官

別記様式第19号（第11項第3・4号 実地監査）
（第17項第2・4号 事故等の調査）

文書番号
令和 年 月 日

（契約相手方）

殿

（地方防衛局調達部長等）

印

情報セキュリティ対策に関する（実地監査・事故等の調査）の実施について（通知）

下記契約に係る「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」第〇条に規定する情報セキュリティ対策に関する（実地監査・事故等の調査）を実施しますので通知します。

記

- 1 調達要求番号：
- 2 契約品名・認証番号又は契約番号（年月日）・納期：
- 3 事業所名（所在地）
- 4 監査対象部門（所在地）
- 5 監査官名
- 6 （監査・調査）実施期間

写送付先：防衛装備庁調達官等、防衛装備庁の契約担当官等、防衛装備庁装備政策部
装備制度管理官
（契約相手方への文書には記入しない。）

別記様式第20号（第11第4号 管轄区域外監査対象事業所監査依頼書）
（第12項第3号 下請負者監査依頼書）
（第17項第4号 事故等の調査）
（第18項 下請負者に対する事故等の調査）

管轄区域外監査対象事業所・下請負者（監査・調査）依頼書

文書番号

令和 年 月 日

（地方防衛局調達部長等）

殿

（地方防衛局調達部長等）

印

貴管轄区域内にある（監査対象事業所・下請負者）について、次の事項に関する（実地監査・事故等の調査）を行われたく依頼する。

監査項目

備考

別記様式第 2 1 号 (第 1 1 項第 5 号 管轄区域外監査対象事業所監査結果通知書)
(第 1 2 項第 4 号 下請負者監査結果通知書)
(第 1 7 項第 4 号 事故等の調査)
(第 1 8 項 下請負者に対する事故等の調査)

管轄区域外監査対象事業所・下請負者 (監査・調査) 結果通知書

文 書 番 号

和 年 月 日

(地方防衛局調達部長等)

殿

(地方防衛局調達部長等)

印

(依頼文書番号等) により依頼のあった、(監査対象事業所・下請負者) に係る
(実地監査・事故等の調査) を実施したので、次のとおりその結果を通知する。

監査項目及び結果

備 考

別記様式第22号（第12項第2・3号 下請負者に対する監査）
（第18項 下請負者に対する事故等の調査）

文書番号

令和 年 月 日

（契約相手方）

殿

（地方防衛局調達部長等）

印

下請負者の情報セキュリティ対策に関する（実地監査・事故等の調査）
の実施について（通知）

下記契約に係る「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」第〇条に規定する情報セキュリティ対策に関する（実地監査・事故等の調査）を実施しますので通知します。

記

- 1 調達要求番号：
- 2 契約品名・認証番号又は契約番号（年月日）・納期：
- 3 下請負者名（所在地）
- 4 （監査・調査）対象部門（所在地）
- 5 監査官名
- 6 （監査・調査）実施期間

写送付先：防衛装備庁調達官等、防衛装備庁の契約担当官等、防衛装備庁装備政策部
装備制度管理官

（契約相手方への文書には記入しない。）

（契約相手方）

殿

（地方防衛局調達部長等）

印

情報セキュリティ実地監査結果について（通知）

標記について、下記のとおり通知します。

（要改善の場合）

（なお、指摘事項については、速やかに是正の上、報告してください。）

（不良の場合）

（なお、指摘事項については、速やかに是正の上、再度監査を受けてください。）

記

- 1 監査実施日又は期間：
- 2 監査対象事業所等名：
- 3 監査区分：（ 初回監査・維持監査・更新監査 ）
- 4 監査結果：（ 良好 ・ 要改善 ・ 不良 ）
（指摘事項の内訳は、別紙のとおりです。）（要改善又は不良の場合）
- 5 監査実施者：

添付書類：別紙「指摘事項通知書」（結果が要改善又は不良の場合）

写送付先：防衛装備庁装備政策部装備制度管理官

（契約相手方への文書には記入しない。）

別記様式第24号（第14項第1号 監査報告書）

（第23項 防衛省の地方調達契約に係る実地監査）

情報セキュリティ監査報告書

契約相手方名	
監査対象事業所等名	
同上所在地	
契約相手方の立会者名 （所属・役職等）	
調達要求番号 契約品名 納期	
保護すべき情報の取り扱い状況（予定を含む）	文書・物件保管、文書製作・複製、文書閲覧、物件製作、プログラム等の製作・複製、その他（ ）
情報セキュリティ基本方針等の確認年月日	
監査区分（前回監査日）	初回監査・維持監査・更新監査（ . . ）
監査結果	（記載例） 情報セキュリティ実施手順の遵守状況等について監査した。 監査実施項目： 項目 項目別評価：良好 件 要改善 件 不良 件 （指摘事項の内訳は、別紙のとおり。）
所見等	
監査実施年月日（期間）	令和 年 月 日
情報セキュリティ 監査官名	所属 氏名 印

添付書類：別紙「指摘事項通知書」（指摘事項がある場合）

別記様式第25号（第14項第2号 実地監査状況報告）

文書番号

令和 年 月 日

（防衛装備庁調達官等）

（防衛装備庁の契約担当官等）

殿

（地方防衛局調達部長等）

印

情報セキュリティに関する実地監査の実施状況について（報告）

標記について、次のとおり実施したので報告する。

実地監査実施状況

（令和 年度 / 四半期分）

監査実施日 又は期間	契約相手方名 監査対象事業所等名	調達要求番号 契約品名	監査対象契約 通知書番号	備考

添付書類：情報セキュリティ監査報告書

写送付先：防衛装備庁装備政策部装備制度管理官

別記様式第26号（第15項第1号 下請負者を使用する場合の届出）

文書番号

令和 年 月 日

（地方防衛局調達部長等）

殿

（契約相手方）

印

下請負事業者における情報セキュリティ確保に関する確認結果について

下記契約に係る「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」第4条第2項の規定に基づき下記のとおり別添を添えて届出します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約品名・認証番号又は契約番号・認証年月日又は契約年月日・納期

下請負事業者届出表

番号	会社名（事業者名）	代表者名	住所・電話番号	業務の範囲
1				
2				
3				
4				

注1：業務の範囲については、下請負の業務内容が分かるよう簡潔に記載すること。

注2：追加のあった場合には、速やかに追加した旨を本様式に準じて届け出ること。

この場合「下請負事業者届出表（追加）」と記入すること。

添付書類：情報セキュリティ対策実施確認書

別記様式第27号（第16項第1号 事故等報告書）

文書番号

令和 年 月 日

（担当 官）

殿

（地方防衛局調達部長等気付）

（契約相手方）

印

事 故 等 報 告 書

1 該当契約	調達要求番号 契約品名 契約金額 認証番号又は契約番号・認証年月日又は契約年月日
2 事故等発生日時・場所	
3 事故等の内容	
4 事故等に係る情報	(1) 保護すべき情報リスト (2) 事故等に係る情報の特定方法 (どのような方法で特定したのかを記述) (3) 特定結果 (特定した情報と保護すべき情報のリストとの関係について記述)
5 事故等発生の原因及び経緯	
6 事故等が契約の履行に及ぼす影響	(影響がある場合) ・ 影響の概要 ・ 影響度分析 ・ 契約の履行に及ぼす影響を局限するための措置

	<p>(影響がない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・影響がないという結論に至った理由を記述
7 事故等に対する処置	<p>(1) 運用面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脅威分析 ・分析結果に基づく措置事項 (当面必要となる措置、恒久的に実施する措置に区分し記述) <p>(2) セキュリティ面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策 (原因分析の結果が明確になるまでの間又は原因は明らかであるが恒久対策が適正に履行されるまでの間措置しておかなければならない事項として実施したものを記述) ・原因分析 ・恒久対策 (再発防止策) (対策の実施状況及び有効性の確認も含めて記述)
8 その他必要な事項	<p>(再発防止策に加え、その他のセキュリティ事故等を予防するために実施することを検討している事項などについて記述)</p>
9 備考	

別記様式第28号（第16項第2号 事故等報告）

文書番号
令和 年 月 日

防衛装備庁長官 殿
（調達官等、防衛装備庁の契約担当官等 気付）

（地方防衛局調達部長等）

印

情報セキュリティに関する事故等報告について（報告）

標記について、別添のとおり契約相手方から事故等報告があったので報告する。

（地方防衛局調達部長等の意見）なお、契約履行上の影響等については、・・・と
料する。

添付書類：（契約相手方からの事故等報告書）

別記様式第29号（第17項第3号 事故等調査報告書）

（第24項 防衛省の地方調達契約に係る事故等の調査）

文書番号

令和 年 月 日

防衛装備庁長官 殿

（調達官等、防衛装備庁の契約担当官等 気付）

（地方防衛局調達部長等）

印

事故調査報告書

1 該当契約	調達要求番号 契約品名 契約金額 認証番号又は契約番号・認証年月日又は契約年月日 契約相手方名
2 事故等調査日時・場所	
3 事故等調査結果	(1) 事故等調査結果の概要を記述 (2) 事故等が契約相手方の情報セキュリティ確保措置に原因があると認められる場合はその内容を記述
4 備考	

写送付先：防衛装備庁装備政策部装備制度管理官、※調達管理部調達企画課長
※防衛装備庁の契約担当官等気付の場合は、除く

別記様式第30号（第19項第1号 改善要求）

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

（契約相手方）

殿

（調達官等）
（防衛装備庁の契約担当官等）

印

事故等調査報告書に係る改善措置について（通知）

標記について、「 」通知します。

※ 「 」欄には改善措置内容を記入

関連文書：文書番号（ . . ）

写送付先：地方防衛局調達部長等

別記様式第31号（第20項第1・5号 契約上の処置についての協議書）

（第21項 契約履行後における事故等の処置）

装備品等の事故等に関する協議書

○○協第 号 令和 年 月 日	
殿 防衛装備庁長官 印	
下記契約について、保護すべき情報に関する漏えい等の事故等が発生したので、その措置について協議する。	
契 約 内 容	調達要求番号
	品 名
	契 約 金 額
	納 期
	契 約 相 手 方
事故等の内容、その影響及び処置した事項	
契約相手方の申出た補措置等の内容	
契約の履行に関する当庁の意見	
そ の 他	
第 号 令和 年 月 日	
防衛装備庁長官 殿 印	
○○協第 号による協議事項については、次のとおり実施されたい。	
契約上の措置	(1) 契約相手方の申出のとおり (2) 契約解除（ 一部 ・ 全部 ） (3) その他（ ）
特 記 事 項	

別記様式第32号 (第20項第2・6号 合意書)
(第21項 契約履行後における事故等の処置)

収 入
印 紙

事故等の処理に関する合意書

調達要求番号		納 期		
品 名		※担当調達官等		
数 量		(選択)	番 号	第 号
金 額		*	年月日	令和 年 月 日

上記契約について発生した事故等の処理については、甲、乙協議を行った結果、別紙のとおり合意に達したので、これを証するため、この書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官
契約担当官

⑩

乙

住 所
会 社 名
代表者名

⑩

※ 認証する。

令和 年 月 日 支出負担行為認証官

認証番号第 号 ⑩

別紙には、①契約上処理すべき事項②契約物品等の処置③損害がある場合の処置について、合意に達した内容を記載する。

(選択) * : 「認証」又は「契約」のいずれかを記入する。

※防衛装備庁の契約担当官等は、記載しない